

建築物飲料水貯水槽清掃業の登録を受ける方へ

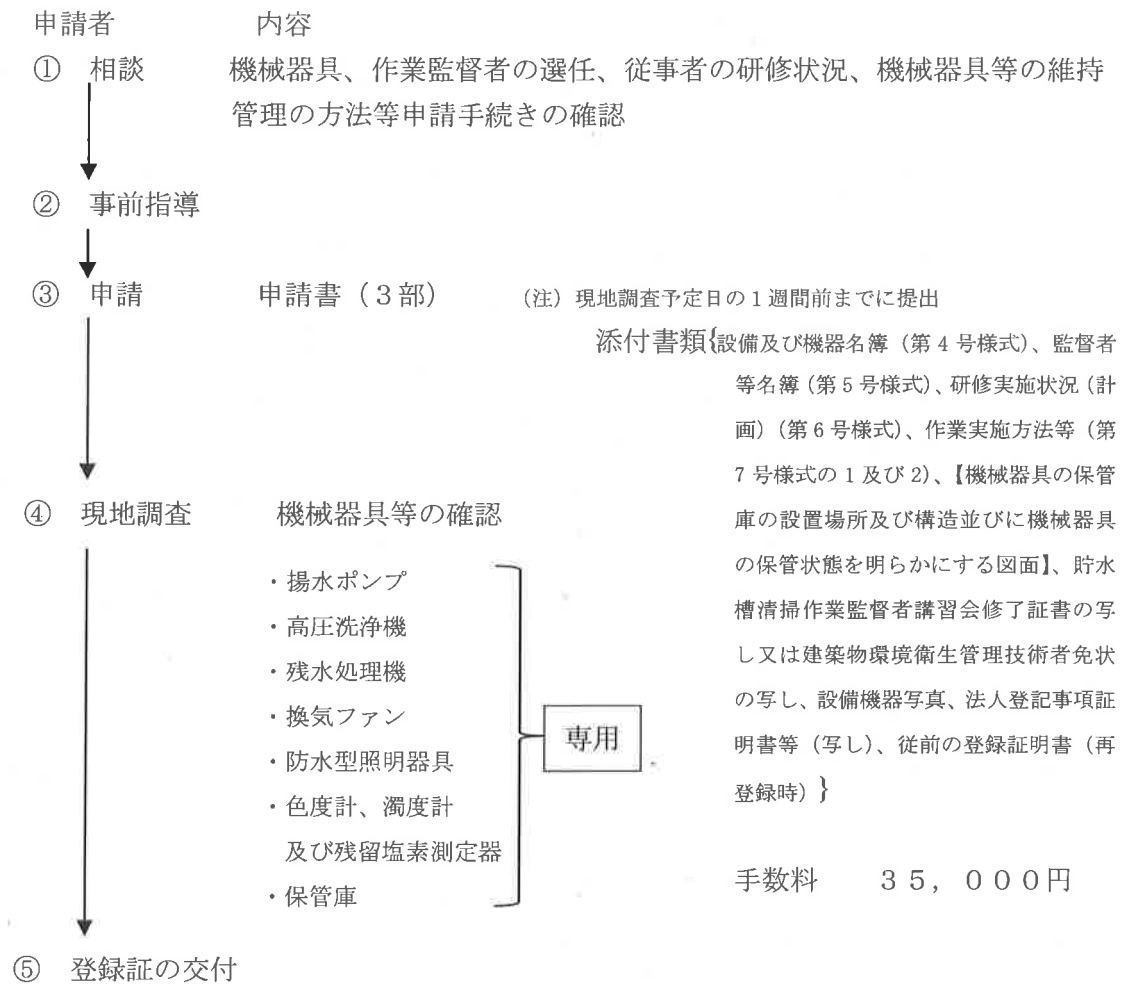
建築物飲料水貯水槽清掃業とは：受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業

- 登録を受けようとする方は、営業所（事業活動の根拠地かつ契約を締結する場所、単なる作業員控室等を除く）ごとに営業所の所在地を管轄する保健所にて下記手続きを行ってください。

なお、業者が登録を受けない場合は、業務が制限されることはありませんが、登録業者又はこれに類似する表示を行うことができません。

登録の有効期間は6年であり、6年を超えて登録業者である旨の表示をしようとする場合には、新たに登録（再登録）を受けなければなりません。

登録までのフロー図



※申請書記載上の注意事項

- 申請書（第3号様式）の「住所」、「氏名又は名称」の下欄に代表者の住所及び氏名を記入してください。
- 研修実施状況（計画）（第6号様式）には、新規の場合は、過去1年の実施状況及び今後1年の計画、再登録の場合は、過去6年の実施状況及び今後1年の計画において、貯水槽の掃除方法、塗装方法、消毒方法及び貯水槽清掃作業の安全・衛生を記載してください。また、「対象従業員数」には、作業に従事する者すべての人数を記載してください。
- 作業実施方法等（第7号様式）には、以下の内容を記載してください。

（告示第117号参照）

- ①作業工程（貯水槽清掃後における貯水槽の水等の検査方法に関する事項を含む）
- ②使用する塩素剤の名称及び使用方法

- ③機械器具の洗浄、作業衣等の消毒の方法
- ④機械器具等の点検の方法
- ⑤保管庫の管理責任者の氏名
- ⑥従事者の検便等の時期及び検査機関
- ⑦作業報告作成の手順

○機械器具の専用の保管庫の要件

- ア①機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること
  - ②機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること
  - ③機械器具を保管するのに適切な規模であること
  - ④他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、貯水槽清掃作業に用いる機械器具を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること
  - ⑤保管庫は施錠でき、みだりに機械器具を持ち出せないようになっていること
- イ 原則として自動車を保管庫とすることはできませんが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の要件を満たしている場合に限り認められます。
- ①アの①から③までに掲げる要件を満たしていること
  - ②自動車は貯水槽清掃作業専用であって、他の用途には用いないこと
  - ③自動車を適切に保管できる車庫を有すること
  - ④冬季等長期にわたって作業のない時期に機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること

※登録後の注意事項

- 作業従事者に対する研修は、年1回以上実施する必要があります。
- 同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者として登録を受けることはできません。また、同一の営業所において、2以上の事業区分にわたって登録を受けようとする場合、同一の機械器具又は同一の監督者等で登録を受けることはできません。
- 登録業者は、変更又は廃止があったときは、30日以内に届出をしてください。
- 変更の届出が必要な事項
  - ①氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名、営業所の名称及び所在地並びに責任者の氏名
  - ②登録基準に係る主要な機械器具その他の設備：変更後の機械器具の概要を記載した書面  
保管庫の変更の場合：変更後の保管庫の設置場所及び構造並びに機械器具の配置を明らかにする図面
  - ③監督者等：変更後の監督者等の氏名を記載した書面及びその者が有資格者であることを証する書類
  - ④作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法：変更後の作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面

○清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準(平成 14 年 3 月 26 日)

(厚生労働省告示第 117 号)

第五 規則第 28 条第 6 号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

一 受水槽の清掃を行った後、高置水槽、圧力水槽等の清掃を行うこと。  
二 貯水槽(貯湯槽を含む。以下同じ。)内の沈でん物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を洗浄等により除去し、洗浄を行った場合は、用いた水を完全に排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行うこと。

三 貯水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて二回以上貯水槽内の消毒を行い、消毒終了後は、消毒に用いた塩素剤を完全に排除するとともに、貯水槽内に立ち入らないこと。

四 貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表の上欄に掲げる事項について検査を行い、当該各号の下欄に掲げる基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。

① 残留塩素の含有率：遊離残留塩素の場合は 100 万分の 0.2 以上。結合残留塩素の場合は 100 万分の 1.5 以上

② 色度：5 度以下

③ 濁度：2 度以下

④ 臭気：異常でないこと

⑤ 味：異常でないこと。

五 貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。

六 貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一から五までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。

七 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。